二十　健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十一～二十五　［略］

二十六　健康保険法施行規則第百二十条の日雇特例被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十七　［略］

第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

六　健康保険法第八十七条第一項（同法第百十条第七項において準用する場合を含む。）の組合管掌健康保険の被保険者による療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

七・八　［略］

九　健康保険法第百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

十・十一　［略］

十二　健康保険法第百六条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

十三～十八　［略］

十九　健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

十九　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十～二十四　［同上］

二十五　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

二十六　［同上］

第五条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

六・七　［同上］

八　健康保険法第百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

［新設］

九・十　［同上］

十一　［同上］

［新設］

［イ～ハ　同上］

［新設］

十二～十七　［同上］

十八　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］